



鳥取県公報

令和3年4月2日(金)
第9288号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県景観計画の変更(174) (住まいまちづくり課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件) (175・176) (企業支援課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可(2件) (177・178) (農地・水保全課) 3
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出(179) (水産課) 4
	森林病虫害の駆除命令(180) (東部農林事務所) 4
	指定障害児通所支援事業者の指定(181) (中部総合事務所県民福祉局) 5
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見(住まいまちづくり課) 5
	少年指導委員の委嘱(警察本部少年・人身安全対策課) 5

告 示

鳥取県告示第174号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた鳥取県景観計画を変更し、令和3年4月2日から施行するので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、中部総合事務所環境建築局建築住宅課及び西部総合事務所環境建築局建築住宅課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
今井書店錦町店 米子市錦町三丁目90
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社今井書店グループ 代表取締役 島 秀佳 米子市新開二丁目3-10
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
島根県松江市殿町63
フジキコーポレーション株式会社 代表取締役 藤原 茂紀
島根県松江市東出雲町意宇南二丁目1-1
有限会社米川 代表取締役 米川 祐介
米子市錦町二丁目69
変更後 株式会社今井書店 代表取締役 島 秀佳
島根県松江市殿町63
フジキコーポレーション株式会社 代表取締役 藤原 茂紀
島根県松江市東出雲町意宇南二丁目1-1
- 4 変更年月日
令和元年7月31日
- 5 届出年月日
令和3年3月8日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年4月2日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第176号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) ハウジングランドいない河原店 鳥取市河原町布袋181
 - (2) ハウジングランドいない羽合店 東伯郡湯梨浜町大字田後455-1
 - (3) ハウジングランドいない東伯店 東伯郡琴浦町大字八橋166-1
 - (4) ハウジングランドいない淀江店 米子市淀江町佐陀710
 - (5) スーパーホームセンターいない米子店 米子市東福原七丁目22-1
 - (6) スーパーホームセンターいない境港店 境港市外江町3084-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎 倉吉市河原町1770
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社いない 代表取締役 天野 達也
変更後 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
- 4 変更年月日
令和3年3月1日
- 5 届出年月日
令和3年3月15日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和3年4月2日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所県民福祉局及び大規模小売店舗の所在地の市町村役場
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、福部土地改良区の定款の変更を令和3年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を令和3年3月23日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第179号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋1101 鳥取県漁業協同組合御来屋支所	令和3年4月2日から同月16日まで
米子市淀江町今津271-3 藤井 邦浩 米子市淀江町淀江429 酒井 鉄男	淀江加入区	鳥取県漁業協同組合	米子市淀江町淀江992-11 鳥取県漁業協同組合淀江支所	令和3年4月2日から同月16日まで

鳥取県告示第180号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月2日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

令和3年5月17日から同年7月16日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第181号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月2日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 糸	倉吉市上神416-1	こども発達サポート糸	倉吉市上神416-1	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和3年4月1日
社会福祉法人 和	倉吉市福庭町一丁目365-2	共生ホームこころ	倉吉市堺町二丁目239-87	放課後等デイサービス	令和3年4月1日

公 告

令和3年1月22日付鳥取県公報第9268号で公告した（仮称）ジュンテンドー新浜村店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和3年4月16日までに知事に意見書を提出することができる。

令和3年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和3年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
西 山 佳 夫	鳥取市今町	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
中 西 正 美	倉吉市仲ノ町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、
黒 田 多美子	倉吉市東町	

岩 瀬 敦 子	倉吉市西町	新町一丁目、新町二丁目、研屋町、塚町二丁目及び宮川町の区域)
松 本 敏 彦	倉吉市上井	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
河 村 由香里	米子市明治町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
深 田 栄	米子市末広町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
和 田 恵 介	米子市角盤町	
辻 良太郎	米子市角盤町	
長谷川 完	米子市角盤町	
木 下 有 二	米子市皆生	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
宮 崎 良 雄	米子市新開	
権 代 雅 志	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで